

明石川河川水の水源転換及び新規受水等に向けた進捗状況等について

令和7年度に明石川河川水からの取水を廃止し、水源転換を行うため、新たな水源確保に向け関係機関と協議を行っています。

つきましては、これまでの取組み状況と今後の取組み予定について報告します。

1 これまでの取組み

(1) 新規受水等について

明石川河川水の取水廃止分の水量を確保するため、以下のとおり新規受水等について関係機関と協議等を行いました。

① 阪神水道企業団からの新規受水

令和7年度から1日最大受水量14,400m³/日（1日平均受水量10,080m³/日）を用水契約し、明石市への送水は神戸市の送水管等の水道施設を使用して行うことを前提に、現在は協定事項及び将来計画等の細部を協議中です。

② 兵庫県営水道からの増量受水

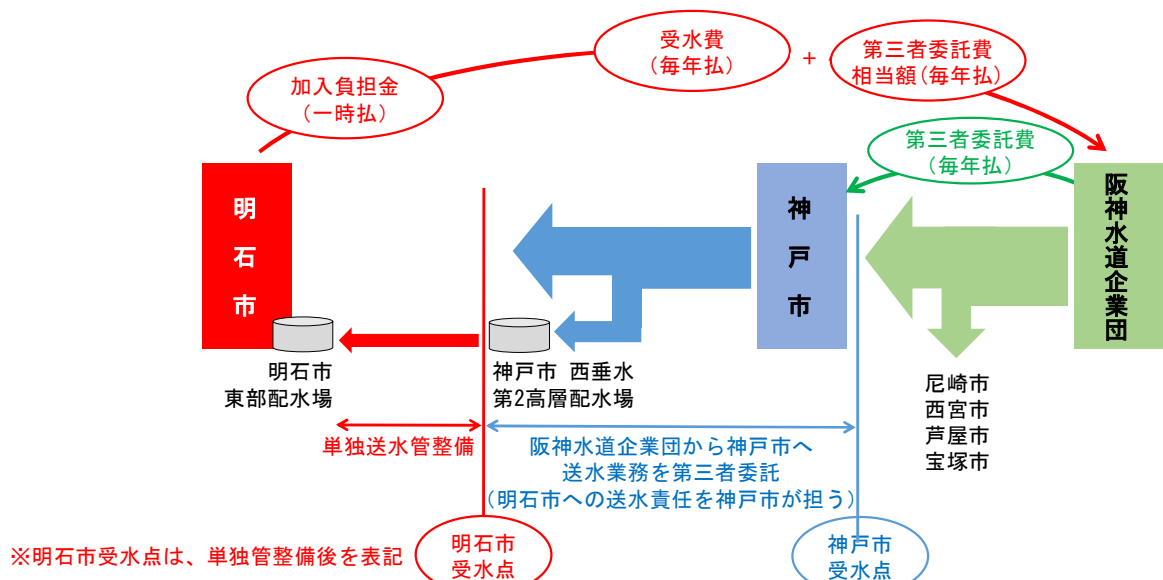
次期協定期間開始の令和6年度から1日最大受水量を現行の33,800m³/日から47,650m³/日へ13,850m³/日増量とすることで、阪神水道企業団からの新規受水と合わせて水源転換に必要な水量を確保しました。

(2) 受水費用について

① 阪神水道企業団に係る受水費用

阪神水道企業団からの送水は、神戸市の送水管等の水道施設を使用して明石市へ送水する神戸市との第三者委託により行うことで協議を進めており、明石市は、阪神水道企業団に対して受水費用と第三者委託費相当額を合わせて払い、阪神水道企業団から神戸市へ第三者委託費を支払うこととなり、新規受水費として約3.1億円/年を見込んでいます。

これとは別に、阪神水道企業団の構成団体に加入するための加入負担金として、約18億円の一時金が必要となります。



② 県営水道の受水費用

現行の水準では、受水費は約4.7億円/年増加する見込みです。

2 今後の取り組み

(1) 変更認可について

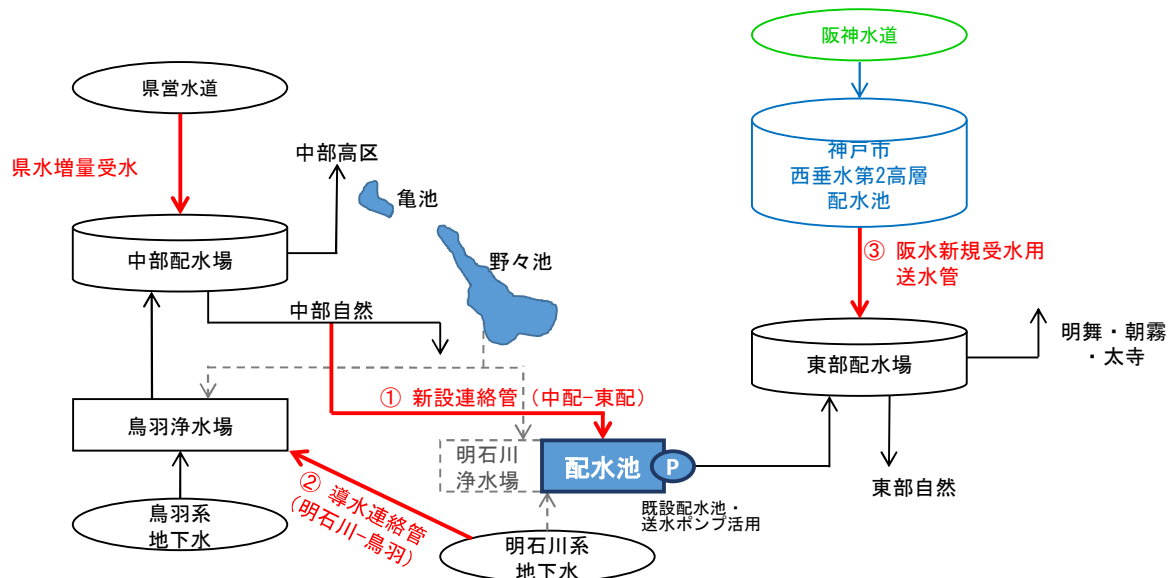
明石川河川水からの水源転換については、阪神水道企業団からの新規受水に係る水源種別変更に伴う変更認可の申請が必要であり、これまでの厚生労働省への事前協議内容をふまえ、令和4年度中に変更認可に係る業務委託を発注し、令和5年度に変更認可を受ける予定です。なお、兵庫県営水道に係る部分の変更認可は必要ありません。

(2) 水源転換に向けた施設整備について

来年度以降、阪神水道企業団からの新規受水に必要な管路整備等の施設整備を、順次行います。なお、兵庫県営水道の増量受水に関しては新たな施設整備は必要ありません。

(必要な管路整備等) 総額約 35 億円 (令和4～12年度：9ヵ年)

管路整備等	整備内容	備考
① 中配～東配への新規連絡管	φ 400 mm、L=約 3.2 km 施工予定時期：R4～R7	中部配水場で受水した県営水道を東部配水場へ送水するための連絡管
② 明石川系源井導水連絡管	φ 600 mm、L=約 0.1km 施工予定時期：R5、R6	明石川浄水場の水源地下水を鳥羽浄水場へ導水するための連絡管
③ 阪水新規受水用送水管	φ 450 mm、L=約 5.3 km 施工予定時期：R5～R12	阪神水道企業団からの受水をより安定的にするための送水管



3 今後のスケジュール

令和4年度中に阪神水道企業団に対して正式に事前協議依頼を行い、令和5年度中に阪神水道企業団へ受水申し込みを行う予定です。その後、阪神水道企業団において明石市加入に必要な事務手続きを進め、各種協定書等を締結する予定です。

また、令和4年度より県営水道に対して、次期(令和6～9年度)の給水協定締結に向けた事務等を進める予定です。